

2006年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ様
ふるさと銀河線沿線各首長様
北海道ちほく高原鉄道株式会社
代表取締役 神田 孝次 様

ふるさと銀河線再生ネットワーク
代 表 下斗米 ミチ

ふるさと銀河線にかかる鉄道財産の撤去工事中止について（要求）

前略 4月20日をもって、ふるさと銀河線は運行が停止されます。

貴職におかれましては、これまでふるさと銀河線の廃止手続きについて議論してきましたが、廃止後の鉄道財産の管理及び処分について、何ひとつ住民に説明することはありませんでした。そのような中、私たちは、4月14日付報道で会社が遮断機、警報機を4月21日にも撤去する事を知らされました。

ご承知のように、旧国鉄・JR から無償譲渡された鉄道財産を第三セクター鉄道等が自由に処分できる法律上の根拠は存在しません。したがって「日本国有鉄道改革法等施行法」附則第23条8項の規定を反対解釈して対応せざるを得ない法体系にあります。

同法附則23条8項は「鉄道事業を営もうとする者（中略）に対し、無償で（中略）鉄道施設を（中略）譲渡するものとする」としております。北海道ちほく高原鉄道株式会社は4月21日以降も法人として存続するものの、同日からは鉄道事業を営もうとする者ではなくなり、したがって反対解釈により譲渡を受けた者ではなくなります。

旧国鉄・JR から鉄道財産の譲渡を受けた第三セクター鉄道で、これを会社が独自に処分した前例はこれまで全国に一例もありません。貴職が会社を清算し、譲渡財産の処分を行うことは全国で最初の事例となるため、違法の疑いがないように進めるべきであります。

このため、当再生ネットは21日からの遮断機、警報機の撤去作業の着手を中止するよう要求いたします。

合わせて、以下の要求をいたします。本件要求に対し20日まで書面によりご回答ください（回答先 北海道北見市留辺蕊町上町132 ふるさと銀河線再生ネットワーク事務局 FAX0157-42-3769）。また、無用の混乱を避けるため、本回答なき状況において撤去作業を行わないでください。

草々

記

- 1 今回のような問題が惹起される原因は、銀河線財産処分決定の密室性にあります。

今後、財産処分決定には、住民代表、議会代表、JR 代表、関係官庁等の参加を得て、報道機関、住民に公開する中で行ってください。

2 遮断機、警報機だけでなく、車両、レール、枕木、鉄道用電柱、鉄道用地等についても会社独自で処分する事は前記法律等に違反する疑いが強いので、これらの撤去予定がある場合は中止してください。

3 現在、陸別町は鉄道施設を活用して観光活性化に結びつけたいと計画を進めていますが、銀河線の財産処分と跡地の活用は、本来、沿線地域がどのようなまちづくりを進めるかを議論する中で地域が主体となって決定していくべきです。したがって鉄道施設撤去は拙速を避けてください。

以上

関係法律条文（抜粋）

<日本国有鉄道改革法等施行法附則第 23 条第 8 項>

旅客会社は、特定地方交通線の廃止をする場合において、これに代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業を営もうとする者として運輸大臣が認定したのに対し、無償で、当該特定地方交通線に係る鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものとする。

<旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 8 条>（JR 北海道が適用を受ける法律）

会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

<旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則第 7 条>

法第 8 条の国土交通省令で定める重要な財産は次に掲げる財産とする。

一、鉄道施設（車両を含む）であって、その価格が 3 億円以上のもの（次号に掲げるものを除く）

二、日本国有鉄道改革法第 22 条の規定により日本国有鉄道から承継した土地又は建物であって、その価格が 3 億円以上のもの、又はその面積若しくは延べ面積は 3 千平方メートル以上のもの

<旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 15 条>

国土交通大臣は、第 5 条第 1 項（新株発行に係るものを除く）、第 7 条、第 8 条、若しくは第 9 条（定款の変更の決議に係るものを除く）の許可又は第 12 条第 3 項のただし書きの承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

<鉄道事業法第 23 条第 1 項>

国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることがで

きる。

四、鉄道施設の使用若しくは譲渡に関する契約を締結し、又は使用条件若しくは譲渡条件を変更すること。

<鉄道事業法第23条第2項>

前項の規定による命令（同項第4号及び第5号に係るものに限る）があった場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額その他契約若しくは協定に細目について、当事者の協議が整わないとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

<鉄道事業法第70条第1項>

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

七、第22条の2第3項又は第23条第1項（第38条及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者